目　標

自然植生の保全

■植生自然度*1が9から10の地域について、原則としてすべて保全するよう努めます。

希少な種の保全・保護

■平成10年度までに福井県版レッドデータブック*2を作成し、希少種の保全・保護を図ります。

ビオトープ

■多様な動植物の生息・生育空間として貴重な河川・湖沼・自然海岸や、湿地・ため池等の改変を最小限にとどめます。

■開発行為によってやむを得ず失われる動植物の生息・生育空間を復元するため、代償措置としての自然環境の創出等により、ビオトープを確保します。

（＊1）植生自然度：土地の自然性がどの程度残されているかを10ランクに区分して指標化したもの。

（＊2）レッドデータブック：絶滅の危機にある野生生物の現状を記録した資料集のことをいい、国際自然保護連合が、1966年以来発行している。日本では、平成3年の環境庁「日本の絶滅のおそれのある野生生物（脊椎動物、無脊椎動物編）」をはじめ、植物、地形などについても関係機関から発行されている。